

神奈川県新生活応援家具家電等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定まった住居を持たず、終夜営業店舗で寝泊まりするなどの住居不安定者（家具家電等の持ち合わせがない者に限る。）が、新たに住居を確保するにあたり家具家電等を購入することに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内の自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に基づく事業を実施する機関）が作成した支援プランに基づき、自立に必要な支援を受けていること。
- (2) 就労しており、又は就労先が決まっており、家賃、光熱水費、生活費の支払いが可能で収入が見込まれる者であること。
- (3) 申請日において次のいずれかに該当すること。
 - ア 住居喪失中で、県内の賃貸住宅へ入居申込みをしている者
 - イ 住居喪失後新たに県内の賃貸住宅に入居してから1箇月以内の者
- (4) 申請日の属する月（当該月の収入を確定できない場合は前月）における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）と昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額の1.3倍の額（別表1）以下であること。
- (5) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）（別表2）以下であること。
- (6) 生活保護受給中でないこと。

2 前項第4号及び同項第5号に算入する収入及び金融資産の範囲は、生活困窮者自立支援法第6条に基づく住居確保給付金の例による。

(自立相談支援機関による支援)

第3条 自立相談支援機関は、対象者が住居を確保し、安定した生活を送ることができるよう必要な支援を実施するものとする。

2 自立相談支援機関は、本要綱に基づく補助金の交付申請者に対し、申請手続等の支援を行うものとする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象は、次表に掲げる物品（以下「家具家電等」という。）の購入費（配送費含む。）で、申請者がこれらを所有していない、又は新たな住居に備え付けられてない場合に限る。

寝具（掛布団、敷布団、枕、カバー含む。）、照明器具、カーテン

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の購入費の2分の1の額とし、補助上限額は、1世帯につき38,350円とする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第6条 補助対象経費の中に申請者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 申請者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 申請者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 申請者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 申請者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 申請者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(補助金の交付申請)

第7条 神奈川県新生活応援家具家電等購入費の補助を受けようとする者は、令和8年2月

28 日までに「神奈川県新生活応援家具家電等購入費補助金交付申請書」(第 1 号様式)により申請するものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 「自立相談支援提供証明書」(第 2 号様式)(自立相談支援機関又は自治体が所定の記載をしたもの)
- (2) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の申請月(申請月の明細がまだ交付されていない場合は前月)の収入を確認する書類(例:給与明細等(就労予定の場合は雇用契約書))の写し
- (3) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の全ての通帳の申請月の最終残高が記載されたページの写し
- (4) 住民票等(新たに確保した住居の住所がわかる公的書類)の写し

3 申請月において住居確保給付金を現に受給中の者にあつては、住居確保給付金支給決定通知書の写しを前項第 2 号及び第 3 号の書類に代えることができる。

(審査及び交付決定通知)

第 8 条 知事は、前条による申請書を受理したときは、申請者が第 2 条各号を満たすかを審査し、適当と認めたときは、「神奈川県新生活応援家具家電等購入費補助金交付決定通知書」(第 3 号様式)又は「神奈川県新生活応援家具家電等購入費補助金不交付決定通知書」(第 4 号様式)により通知するものとする。

(事前着手の禁止)

第 9 条 申請者は、前条の交付決定前に補助対象物品の購入に着手してはならない。

(届出事項)

第 10 条 申請者は、住所又は氏名を変更したときときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、購入代金の支払いを完了した日から 14 日経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに「神奈川県新生活応援家具家電等購入費補助金の事業実績報告書」(第 5 号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 代金の支払いが完了していることを確認できる書類(購入店舗のレシート、インターネットで購入の場合は決済完了画面等)の写し
- (2) 購入した家具家電等の写真

(補助金の支払い)

第 12 条 知事は、前条の実績報告書を審査し、内容が適正と認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助金を支払うものとする。

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
(1) 寝具、カーテン	3 年
(2) 照明器具	6 年

(書類の整備等)

第 14 条 補助金を受けた者は、支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(暴力団排除)

第 15 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経営本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が第 1 項に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第 16 条 補助事業を中止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第 17 条 申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(実施細目)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 収入基準

(市町村民税の均等割が非課税となる額の 1/12 + 住宅扶助額) × 1.3

市町村	単身世帯	二世帯	三世帯
横浜市	176,800 円 (84,000+52,000) × 1.3	249,600 円 (130,000+62,000) × 1.3	312,000 円 (172,000+68,000) × 1.3
川崎市	179,010 円 (84,000+53,700) × 1.3	252,200 円 (130,000+64,000) × 1.3	314,340 円 (172,000+69,800) × 1.3
横須賀市	166,400 円 (84,000+44,000) × 1.3	252,200 円 (130,000+53,000) × 1.3	297,700 円 (172,000+57,000) × 1.3
相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、葉山町	162,500 円 (84,000+41,000) × 1.3	232,700 円 (130,000+49,000) × 1.3	292,500 円 (172,000+53,000) × 1.3
伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	158,600 円 (81,000+41,000) × 1.3	224,900 円 (124,000+49,000) × 1.3	275,600 円 (159,000+53,000) × 1.3
中井町、山北町、愛川町、清川村	154,700 円 (78,000+41,000) × 1.3	213,200 円 (115,000+49,000) × 1.3	252,200 円 (141,000+53,000) × 1.3

別表 2 資産基準

基準額の 6 月分。ただし、100 万円を超えない額

市町村	単身世帯	二世帯	三世帯
横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、逗子市、秦野市、厚木市、海老名市、座間市	504,000 円	780,000 円	1,000,000 円
伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市	486,000 円	744,000 円	954,000 円
中井町、山北町、愛川町、清川村	468,000 円	690,000 円	846,000 円